

消防学校事業系一般廃棄物処理業務委託 特記仕様書

秋田県消防学校

1 適用

この特記仕様書は、「消防学校事業系一般廃棄物処理業務委託」（以下「業務」という。）について定める。

2 業務場所

秋田県消防学校

秋田県由利本荘市岩城内道川字築館 1 - 1

3 業務期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 委託内容

事業系一般廃棄物（可燃物、不燃物、リサイクル古紙）の回収処理

※原則として平日に回収するものとする。

①可燃物（食堂の生ゴミを含む。）回収

令和 8 年 5 月～6 月	週 3 回	2 4 回
令和 8 年 7 月～8 月	毎日（休日除く）	4 2 回
令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月	週 3 回	8 3 回
		計 1 4 9 回

②不燃物回収 年 4 回 4 回

③リサイクル古紙回収 月 1 回 1 1 回

5 処分先及び処理方法

- ・事業系一般廃棄物：本荘清掃センター（由利本荘市）で焼却処理
（不燃物については発注者と受注者で協議する。）
- ・資 源 化 物：本荘清掃センターでリサイクル処理
- ・古 紙 類：本荘清掃センターでリサイクル処理

6 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。